

Bi-Weekly Newsletter

April 10, 2019 | ISSUE 18

I. 統計資料

02

- 2018年外部監査対象会社および監査人指定の現況

II. 産業ニュース

02

- 法務部、国際投資会社など国際投資紛争予防対応団の設置

III. 最新事例・判例

03

- 法人税法接待費に係るイシュー(租審2018中2383、2019.01.17.)
- フランチャイズ事業者一部加盟店に対する加盟費・インテリア監理費などの割引額が接待費に該当するか

ご不明な点がございましたら、いつでも下記のパートナーにお問い合わせください。

Contacts

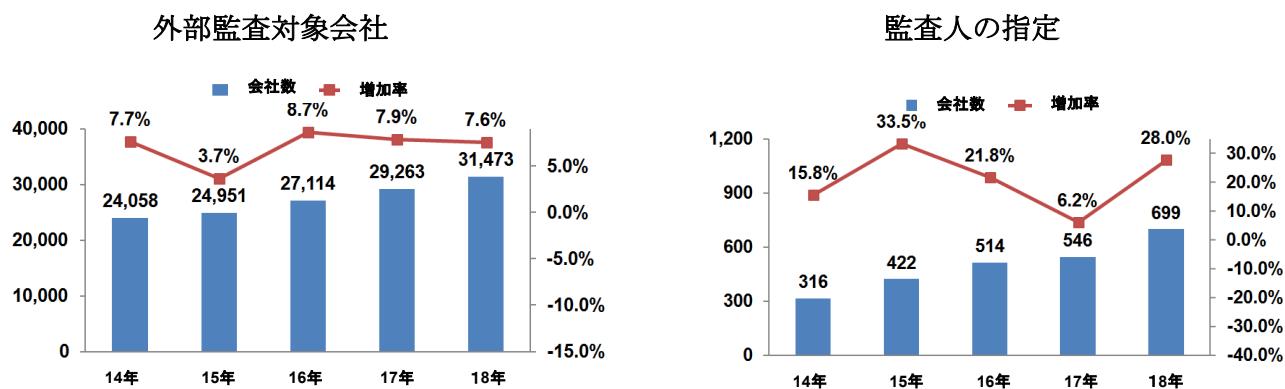
金祥雲(キム・サンウン)Partner	02 709 0789	swkim@samil.com
黄喆珍(ファン・チョルジン)Partner	02 709 0759	hcj@samil.com
申鉉昌(シン・ヒョンチャン)Partner	02 709 7904	hcshin@samil.com
盧映錫(ノ・ヨンソク)Partner	02 709 0877	ysnoh@samil.com
李應典(イ・ウンジョン)Partner	02 3781 2309	ejlee@samil.com
李南善(イ・ナムソン)Partner	02 3781 3189	nslee@samil.com

I. 2018年外部監査対象会社および監査人指定の現況

- 金融監督院報道資料(<http://m.fss.or.kr:8000>)

主な内容

- 2018年末現在の外部監査対象会社は31,473社で、前年(29,263社)に比べ2,210社(7.6%↑)増加した。外部監査対象会社の判断基準(資産総額)上方修正の影響で停滞していた2015年を除いて、直近5年間の増加率は7%以上と高い数値となった。
- 2018年に公正な監査のために証券先物委員会が監査人(会計法人)を指定した会社は699社で、前年(546社)に比べ153社増加(28.0%↑)した。
- 外監法の改正に伴う指定事由の追加などで、証券先物委員会が監査人を指定する会社は持続的に増えている。



II. 法務部、国際投資会社など国際投資紛争予防対応団の設置

- 法務部報道資料(<http://www.moj.go.kr/moj/index.do>)

- 現在、韓国政府を相手取った国際投資紛争事件が、多数発生している。これに対する効果的な予防および対応のために、最近、国際投資紛争対応団を法務部に設置することになった。
- 国際投資紛争(Investor-State Dispute Settlement, ISDS)は、外国人投資家が投資誘致国の措置によって損害を被った場合、投資誘致国を相手に、国際仲裁を介して損害賠償請求ができる制度である。
- 政府は国際投資紛争予防のための教育を持続的に実施して、事件別紛争対応団と関係部署会議を通じて関係部署合同で最善を尽くして事件に対応しているが、対応組織設置と政府を挙げての協力強化を内容とする大統領訓令「国際投資紛争の予防および対応に関する規程」(以下‘国際投資紛争訓令’)を2019年4月5日に制定、発令した。
- 今回の訓令は、関係部署(国務調整室、企画財政部、外交部、法務部、産業通商資源部など)に所属する公務員などで構成される国際投資紛争対応団(団長:法務室長)を法務部に設置して、国際投資紛争対応戦略の樹立、予防活動および教育、法律諮詢などの業務を行う。
- また、必要に応じて法務部長官、関係部署長官または国務調整室長が国際投資紛争関係部署会議を招集して、関係部署間の意見の相違を調整して意思決定を行うことができるようとした。
- 韓国政府が国際投資紛争に関して政府を挙げて積極的に対応すると思われるため、日韓の国際投資においてもこのような政府の姿勢を考慮する必要があると言える。

III. 最新事例・判例

- 租審2018中2383、2019.01.17.

1. 事実関係

- 請求法人は米麺専門店‘〇〇〇’のフランチャイズ事業を営んでおり、輸入した食材を加盟店に供給する法人である。
- 処分庁は税務調査で、請求法人が新規加盟店73のうち33店に対してインテリア監理費、加盟店の開設費、教育費などを割引または免除した事実を確認し、これを接待費と見て限度超過額を損金不算入として法人税を更正・告知した。
- 請求法人はこれを不服として審判請求を申し立てた。

2. 争点

- レストラン フランチャイズ業を営む法人が一部加盟店に対し加盟費・インテリア監理費などを割引または免除した金額は接待費に該当するか。

3. 決定要旨

- 処分庁が一部加盟店にのみ付与したインテリア監理費などの割引または免除金額を接待費と見て限度超過額を損金不算入とした処分は、誤りがあると判断される。

①請求法人の全体売上高の90%以上を占める食材売上の収益創出のために加盟店の誘致が欠かせないことから、より多くの加盟店誘致のために‘首都圏特約’、‘多店舗特約’、‘役職員特約’などの政策を用意して、これを満たした加盟店に対して加盟費・教育費・インテリア監理費などを割り引いたことが確認される点

②加盟店は立地条件、店舗面積、テーブル数、流動人口の数、予想売上高、建物の老朽度などがそれぞれ異なるため、加盟店の誘致はそれぞれの個別営業を通じて行うしかなく、本社が各加盟店の誘致を通じて得る原材料の売上収益も加盟店ごとに異なると思われる点、

③73の加盟店の中で33の加盟店(45%)の加盟費などの支給に違いがあるのは、加盟店の誘致の特性が反映されたものであり、加盟費などの割引金額は本社が加盟店主との親睦のために支出した費用というよりは円滑な事業活動のために加盟店間における合理的水準の差を付けたものと思われる点

4. 関連法令など

- **法人税法第25条【接待費の損金不算入】**

①内国法人が各事業年度に支出した接待費(第2項に該当する金額は除く)として、次の各号の金額を合わせた金額(不動産賃貸業を主たる事業とするなど大統領令で定める要件に該当する内国法人の場合は、その金額に100分の50を乗じた金額)を超過する金額は該当事業年度の所得金額を計算する時に損金に算入しない。

⑤第1項から第3項までの規定において“接待費”とは、接待費および交際費、礼金、その他にいかなる名目であろうとこれと類似した性質の費用として法人が業務と関連して支出した金額を言う。